平成２９年（フ）第８７９号
千葉県船橋市上山町２丁目300番地　コーポ佐久間101号
債務者　渡部　令子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９１１号
千葉県船橋市咲が丘１丁目３番25―205号
債務者　松下　智紀
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２０１号
新潟市東区物見山４丁目２番２号　プロムナード106号、前住所新潟市東区幸栄２丁目７番９号　パステル幸栄201号
債務者　渡邉　　裕
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２２号
新潟市中央区礎町通５ノ町2259番地４　カーサ礎204号、前住所兵庫県神戸市兵庫区荒田町２丁目16番19号
債務者　小山　　碧
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２３号
新潟市南区大通南３丁目207番地
債務者　小泉　有紀
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６７号
新潟市西蒲区巻甲98番地10　トミーズハウス205号２－Ｈ、前住所新潟市西蒲区竹野町2498番地19
債務者　牛根　由加
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６９号
新潟市西区善久1056番地４　ビオトープヒルズエテルノ202、前住所新潟県阿賀野市緑町13番23号
債務者　熊倉小夜子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７１号
新潟市中央区和合町１丁目10番２号　和合タウンハウスＡ－７、前住所新潟市中央区上所上２丁目20番15号　リベルティーハウスＣ棟102号
債務者　久保田亜祐（旧姓横木）
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７９号
新潟市秋葉区新町３丁目８番９号、前住所東京都墨田区石原１丁目21番４号
債務者　長谷川里絵子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８２号
新潟市西蒲区巻乙1730番地１
債務者　宗村　成寿
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８７号
新潟市中央区東万代町１番22号　風間マンション405号、前住所新潟県村上市上中島376番地
債務者　板垣　智美
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０１号
新潟市中央区関屋恵町12番35号　小林方
債務者　小島　　隆
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２０号
新潟市西蒲区井随421番地16
債務者　山﨑　静香
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２４号
山梨県笛吹市石和町市部500番地　フェリスイサワ202号
債務者　藤城　建人
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４１号
長野県上伊那郡南箕輪村4172番地２
債務者　小林　壽宏
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第４２号
長野県上伊那郡南箕輪村4172番地２
債務者　小林　久子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
長野地方裁判所伊那支部